「5年の経過措置」に関する協会のこれまでの対応について

- 1 平成28年3月に「5年の経過措置」の法律が成立、公布された。
- 2 平成29年9月に在留資格「介護」が創設され、その後外国人留学生の入学者数が急激 に増加した。
- 3 平成30年12月24日開催の平成30年度第4回理事会の審議事項2「厚生労働大臣及び厚生労働省人材開発統括官へ提出する要望書(案)について」の中で、「5年の経過措置」の内容を含む案が示され、賛成多数(反対1名、棄権1名)で可決された。 平成31年3月29日に要望書は厚生労働大臣へ提出された。

提出した要望書の抜粋

6. 養成校の卒業生に係る介護福祉士の資格取得方法の一元化に関し、平成34年 度から国家試験の義務付けを図るために設置した「5年の経過措置」の延長につ いて

厚生労働省は、養成校卒業生に係る介護福祉士資格取得の一元化に関し、平成34年度から国家試験の義務付の漸進的な導入を図るため、平成29年度から33年度の間に養成校を卒業する者について、「5年の経過措置」を講ずることとしたが、当該経過措置後に、介護福祉士を目指す外国人留学生の養成校への入学者数が急激に増加している。

こうした現状に鑑み、更に当該外国人留学生の入国を促進することにより、外国人介護人材を確保し、介護人材不足を解消するため、当該経過措置について、当分の間、延長されるように図られたい。

4 平成31年3月28日開催の平成30年度第5回理事会の審議事項2「平成31年度事業計画(案)について」の中で、「5年の経過措置」の内容を含む案が示され、賛成多数で可決された。

令和元年度事業計画 (抜粋)

- I. 介護福祉士養成教育を取りまく状況
 - 3. 外国人留学生受入対応について
 - (2) 施策
 - ④外国人留学生の国家試験受験に対し、試験時間の延長等 EPA による介護福祉 士候補者の受験と同様の措置を求める。また、国家試験に関する経過規定の期間 延長を要望する。
- 5 平成31年4月20日に介護福祉士養成大学連絡協議会から「国家試験「『5年の経過措置』の延長」への反対意見表明と要望書の撤回について」が出された。この意見については、令和元年5月の第1回理事会が審議途中で閉会となったため未報告となり、6月4日の第2回理事会で報告された。
- 6 令和元年 10 月 17 日に厚生労働省より「5 年の経過措置」について、介養協を含む関係 団体への自由民主党によるヒアリングが行われるとの連絡があった。

令和元年 10 月 31 日に自由民主党社会保障制度調査会介護委員会が開催され、澤田会長が発言した。

- ・介養協提出資料は資料1のとおり
- ・澤田会長の発言内容は資料2のとおり
- 7 令和元年 11 月 6 日に厚生労働省より第 23 回社会保障審議会福祉部会において「介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付けについて」が議事として取り扱われるとの連絡があった。

令和元年 11 月 11 日に厚生労働省の第 23 回社会保障審議会福祉部会が開催され、介養協からの委員である小林委員が発言した。

- ・厚生労働省の当該議事は資料3のとおり
- ・小林委員の発言内容は資料4のとおり

- 8 令和元年 12 月 16 日に厚生労働省の第 24 回社会保障審議会福祉部会が開催され、介養協からの委員である小林委員が第 23 回と同趣旨の発言をした。
- 9 令和元年 12 月 12 日開催の令和元年度第 5 回理事会の審議事項 1 「厚生労働大臣及び 厚生労働省人材開発統括官へ提出する要望書について」の中で、「5 年の経過措置」の内容 を含む案が示され、賛成多数(反対 3 名)で可決された。

令和元年12月20日に要望書は厚生労働大臣へ提出された。

提出した要望書の抜粋

5. 養成校の卒業生に係る介護福祉士の資格取得方法の一元化に関し、平成34年 度から国家試験の義務付けを図るために設置した「5年の経過措置」の延長につ いて

厚生労働省は、養成校卒業生に係る介護福祉士資格取得の一元化に関し、令和4年度から国家試験の義務付の漸進的な導入を図るため、平成29年度から令和3年度の間に養成校を卒業する者について、「5年の経過措置」を講ずることとしたが、当該経過措置後に在留資格「介護」が創設されたこともあり、介護福祉士を目指す外国人留学生の養成校への入学者数が急激に増加している。

当協会では経過措置が終了した場合、外国人留学生の国家試験合格率が低いため介護福祉士として介護施設に送れない、すなわち介護施設における質の高い人材不足が毎年 1000 人以上累積していくと推定している。このため外国人留学生の国家試験合格率を日本人とそん色ない合格率にすることが必須であり、このための期間が必要である。

こうした現状に鑑み、更に当該外国人留学生の入国を促進することにより、外 国人介護人材を確保し、介護人材不足を解消するため、当該経過措置について、 当分の間、延長されるように図られたいこと

以上